令和４年度第５回千曲市教育委員会定例会会議録（要約）

１．日　時
令和４年８月２４日（水）午前９時００分から午前１０時３０分

２．場　所
千曲市役所　３０２会議室

３．会議日程
１．開会
２．教育長あいさつ
３．提出議案
４．報告事項
５．その他
６．閉会

４．議　題
〇議　案
議案第１６号　令和４年度千曲市一般会計（第４号補正）教育関係予算について
議案第１７号　千曲市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について
議案第１８号　千曲市「いじめ」等防止対策連絡会議要綱を廃止する告示について
議案第１９号　千曲市Ｕ・Ｉ・Ｊターン者向け奨学金償還優遇制度事業助成金交付要綱の一部を改正する告示について

〇報　告
報告第２１号　部活動の地域移行について
報告第２２号　令和４年７月 20 日千曲市議会委員会報告について
報告第２３号　教育長、部･課長報告について
報告第２４号　行事の共催･後援について
報告第２５号　９月の各課の行事予定について

５．その他
（１）次回定例会の開催について
（２）その他

６．出席者
〇委　員
小松信美教育長　　　坂本孝夫職務代理者　　　中村洋一委員
宮入文雄委員　　　松田祐子委員　　　新海敦子委員
〇教育委員会担当部局
教育部長、教育総務課長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長、
歴史文化財センター所長、第一学校給食センター、第二学校給食センター所長、
総務係長、総務係主任

１．開会　　教育部長

２．教育長あいさつ　　教育長

３．提出議案　　（教育長進行）

【議案第１６号】　令和４年度千曲市一般会計（第４号補正）教育関係予算について

教育部長　　－資料に基づき説明－

委員　　更埴文化会館のスプリンクラー設備について、業者が調べてから担当部長以上が知るまでに７ヶ月近く時間が空いた。今後は、報告・連絡・相談の体制の徹底をしていただきたい。

教育部長　　今回の更埴文化会館改修工事につきましては、別途、報告という形で私の方から詳細について説明いたします。

委員　　前教育委員が景観として、以前、あんずホールの屋根の塗装を２回ほど質問したと思いますが、屋根の塗装まではできないか。

文化課長　　屋根の塗装ですが、屋根の材質自体が錆びを発生することで耐久性を強めるという材質であり、逆に錆びを発生することによって長寿命化を計るような設計となっています。

委員　　小学校費・中学校費で、電気料金の補正をするとの説明がありましたが、これからすぐに寒くなって灯油代等も影響してくると思いますので、再度の補正が必要になるのか心配していますが、冬を乗り越す対策等も考えていただきたい。

教育総務課長　　電気料金、今後の暖房費、光熱費等につきましては、毎月、担当者が確認をしており、注視しながら補正が必要かどうか確認をしている状況ですので、引き続きそのような形で対応していきたいと考えています。

〈異議なし〉

【議案第１７号】　千曲市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について

教育総務課長　　－資料に基づき説明－

委員　　条例を制定して組織を作るという法律上の根拠ですが、この条例を一読すると「第２章　千曲市いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめ防止対策推進法に基づいて条例化していくということ。「第３章　千曲市いじめ問題調査対策委員会」は、教育委員会の付属機関であるから、地方自治法に基づいてこの組織を設置する。「第４章　千曲市いじめ問題再調査委員会」については、市長部局の付属機関であるから、これについても、地方自治法に基づいて、この条例を制定して、組織を設置するという理解で良いか。

教育総務課長　　委員からは、総合教育会議でも、しっかりと確認をしておくようにとのお話をいただきまして、地方自治法第138条の４で定める執行機関の付属機関として調査会、審議会等をする場合の組織をこの条例、地方自治法に沿ってという形となります。

教育長　　この条例が制定されたからと言って、いじめが無くなる訳ではありませんので、この条例にある調査対策委員会・再調査委員会を使わないような日々の指導を心掛けていかないといけないと考えています。

委員　　確認しておきたいことが３点ありますが、１点目は、いじめる側がやはり悪いということを明確にして行き渡らせてほしいということ。２点目は、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同じだということ。３点目が、いじめられている子どもの立場に立って、親身な指導をして欲しいということ。この３点は確認しておきたい。

教育長　　この辺のところをしっかりと、学校も分かってはいると思いますが、再度、

連絡・指導等をしていきます。不登校生、いじめられる側の子どもにどの様に寄り添っていくのか。非常に大切なことだと思いますので、そういったことも含めて、しっかり対応してまいりたいと考えています。

〈異議なし〉

【議案第１８号】　千曲市「いじめ」等防止対策連絡会議要綱を廃止する告示について

教育総務課長　－資料に基づき説明－

〈異議なし〉

【議案第１９号】　千曲市Ｕ・Ｉ・Ｊターン者向け奨学金償還優遇制度事業助成金交付要綱の一部を改正する告示について

教育総務課長　－資料に基づき説明－

委員　改正後の要綱ですが、わかりやすくて良く出来ていると思います。規約や契約書を作成する時に、三つの言葉の使い分けに迷うことがありますが、一つ目が居所、二つ目が住所、三つ目が住民登録地。行政サイドでは、居所と住所は、どの様に振り分けていますか。

教育総務課長　居所は身体のある場所というとらえ方で、住民登録地は住民票が置いてある地籍になります。

委員　住所と住民登録地は同じと考えていますか。非常に難しいところではありますが、居所と住所と住民登録地というのは、いろいろな契約上の法律を見ても中々明確に分けられない。それを考えたら、この表現は分かりやすく、噛み砕いて書いている。住民登録地と住所は一致すると思っていますが、実はそうではない。三つが一緒になっているのが普通ですが、いろいろな事情があって、バラバラの人もいるので、改正案は表現が分かりやすく、そういった点では良くできていると思います。

教育総務課長　千曲市Ｕ・Ｉ・Ｊターン者向け奨学金償還優遇制度事業については、住民異動届をして、千曲市に住民票を移すということが基本となります。

委員　この要綱の中の、「住民登録した者で、千曲市に住民登録があり、現に居住している」、この住民登録と現に居住しているということが重要だと思いますので、そういう点では非常に良く、修正していただいてあると思いました。

〈異議なし〉

４．報告事項

【報告第２１号】　部活動の地域移行について

教育総務課長　－資料に基づき説明－

委員　２点お聞きします。一点目ですが、総務文教常任委員から地域移行についての指導者の報酬についてどのように考えているかとの質問に対して、現行の基準でとの回答だが、現行はいくら支払われていますか。

教育総務課長　教職員で、土日に部活動の出勤した場合、１時間当たり 900 円で、３時間程度ですので、2,700 円位支払いしていますので、同程度になるような方向でと考えています。

委員　意見になりますが、2,700 円程度ということで、全県の様子を聞きますと、一時、１日 3,000 円程度まで上がった。３時間で 3,000 円の計算ですが、３時間やらないといけないのかと、短縮して 2,000 円に戻した市もある。費用の問題は物凄く大きなことで、地域の指導者が、土日の休日出勤を 3,000 円位でお願いするということが、常識に叶っているのかどうか。そういうことを、一般の皆さんに知らしめないと分からないところがある。

現在の基準で、謝礼等を支払うのか。受益者負担になった場合に、クラブ格差が出てしまう。そんなことも心配しています。今後の課題の一つとして考えていただきたい。
もう１点、クラウドの仕組みに変えて行った時の目的ですが、学校のクラブというのは、エリートを作るだけでは無く、一度も試合に出たことが無いそういう層にもこのクラブで活躍出来る場を確保していただきたい。こういったクラブになると、スポーツエリートを育てることが多くなっていって、そのクラブが体育のエリートを育てるのか、得意な子を担うのか。それを支える一般の方々に知らしめた方が良いかと思います。
２点伺います。

教育総務課長　クラブ立ち上げに関しては、現在、協議をしているところですが、格差ということで、部門によって会費をどのように差をつけるのか、また、統一したものにするのか、その辺りも課題になっています。現在、詰めている状況ですので、ご承知をいただければと思いますが、広くご意見を聞きながら進めていきたいと考えています。
クラブの目的ですが、今まで学校の先生方に関わっていただいた部活動を地域へ移行するという中で、目的をしっかりと定めていかなければならない。特に、千曲市、坂城町では、公的な教育委員会も関わって、順次少しずつという形を選択しましたので、今まで学校で行ってきたことを継続しつつという中で、力量だけを高めるだけでは無く、心身ともに健全な育成というところにも力を入れて行ければと考えています。

委員　受益者負担が原則となると、会費など、学校の部活動よりも家計の負担が重くなることが考えられる。教育機会均等法というのが崩れる恐れがあるので、特に困窮家庭世帯の子どもが、参加出来るような費用の補助が必要ではないか。また、地元企業などにも協力を得ていくというところも良いのではないか。

委員　私も費用の補助が必要だと強く感じています。報酬について、現行と同規模との説明がありましたが、プロというのは、それなりの努力をして、お金や時間を費やしてきた人に値するそれなりの資格だと思っています。プロの方達に関わっていただくとしたら、それ相応の報酬が無いと、時給900円でプロの方に働けというのは、絶対に無理だと思います。根本的にここら辺の考え方が全然違うなと思います。それと、目的について、いろいろな才能がありますが、才能を開花させることと同時に、伸びたくてたまらない、困っている才能を伸ばしてやれない。困っている才能のニーズにどう対応していけば良いか、本当に大変なことだと思います。
これから一つずつ検討していかなければならない。まず、プロに対する認識が皆さん低過ぎます。

教育総務課長　ここで返事が出来ないもので、ご意見として今後も検討会議を続けてまいります。

委員　別の視点からお願いしますが、千曲坂城クラブの目指す姿の中に、『もっと強くなりたい、専門的な指導を受けたい、〇〇をしたい。楽しみたい』ということが書かれています。専門的な力を付けて強くなりたいというのと同時に、今まで中学校の部活動の中でやれなかった分野、先生方の指導力も無い、時間も無い、人もいない中で踏み込めなかった分野もあると思います。そういうニーズに答えていくことも大事ではないかと思います。
もう一点、報酬の面も大事ですが、やはり、発達途上にある子ども達を育てる場ということを考えた時に、指導者の子ども達に対する人権意識などを最初からしっかりと、教育委員会の立場でお伝えした方が良いと

思います。現に今、小学生のあるクラブで、指導者の不適切発言やいろいろな諸態度、言動で子どもも親も苦しむ諸事情があります。プロということであれば、そういうこともしっかりと加味したうえで、子ども達の指導に当たるということを徹底していただきたい。

【報告第２２号】　令和４年７月20日千曲市議会委員会報告について

〈質疑なし〉

【報告第２３号】　教育長、部・課長報告について

教育長　－資料に基づき説明－

歴史文化財ｾﾝﾀｰ所長　－資料に基づき説明－

文化課長　－資料に基づき説明－

委員　新型コロナウイルス感染症が高止まりしていますが、２学期の授業や行事について、対策はどのように考えているか。

教育長　18日の緊急の校長会・教頭会で２学期の教育活動について、教育委員会から発出した通知文には、感染対策をしっかり行い、ほぼ通常の教育活動をしていく。行事等についても同様に感染対策をしっかり行ったうえで、出来る限り中止にはならないように工夫が出来るところは工夫して実施していく。教育活動を止めない方向で考えています。

修学旅行については、実施する方向で考えていますが、市内合同音楽会の実施は難しいと考えています。

委員　第１回千曲市教育振興審議会が開催されましたが、そこで出された意見で教育委員が知っておかなければいけないことがありましたら、教えていただきたい。

もう一点、市民懇談会ということで『まなvivaちくま』のサークルの方達が教育長と面会し、いろいろな要望などをお話しする機会があり、先日、サークルの方達から報告を聞き、教育長からもお聞きしました。このサークルの方達は、決して学校とか教育委員会に何か対峙をしようと動いている訳ではなく、本当に困っている子ども達、日々いろいろなことで不安に囚われている保護者の方の意見を吸い上げて、一緒に考えていただきたいという立場で活動しています。今回初めて教育長と面会し、丁寧に長い時間を掛けてお話を聞いていただいたということが第一歩だと思いますので、今回、挙げられた課題の中で、早急に各学校に通達していかなければいけない案件もありますので、教育委員会事務局の方で動いていただけたらと思います。

教育総務課長　第１回教育振興審議会では、先ほどの「千曲市いじめ問題対策連絡協議会等条例」について説明し、ご意見等をいただきました。主な意見としましては、会長から重大事案と認めるのは、学校が決定するのか、教育委員会が決定するのかとのご意見ありましたので、ガイドラインを確認し、学校が重大事案として認め、教育委員会に報告をするという流れになっております。ただ、会長としては、重大事案になれば、教育委員会がしっかり責任を持ってとのご意見をいただきまきましたので、第２回教育振興審議会を９月に予定していますので、そこで状況を説明して詰めていければと考えています。後は、副会長から、いじめ防止対策推進法が制定された時に、附帯決議として８つの項目が示されているので、それについても学校、教育委員会で対応をしていただくようにとの意見がありました。内容については、方針の中に盛り込まれている内容です。日々のいじめの未然防止であるとか、発生した場合の対応について、いじめる側、いじめられる側に

寄り添って対応するという内容になってきます。そのようなところを大切にするようにとのご意見をいただきました。

教育長　重大事案の認定については、学校任せの判断でということにはならないと考えています。必ず学校から連絡を受けて、一緒に考えていくというスタンスを今も取っていますので、共に考えていきたい。こう言うことが起きないように、日々の教育活動を大切にしていかなければいけないと思っています。

委員　歴史文化財センターの報告ですが、7 月 23 日のさらしなの里 縄文まつり実行委員会で、本年度のさらしなの里 縄文まつりは対策を行ったうえで開催する方針ということですが、森将軍塚まついりについてはどうか。

歴史文化財ｾﾝﾀｰ所長　森将軍塚まつりにつきましても、徹底した感染対策と一部の飲食等を省く形で開催する方向で進めています。

委員　さらしなの里 縄文まつりの飲食関係はどうか。

歴史文化財ｾﾝﾀｰ所長　飲食関係については、試食等は出さない。なお、飲食物等の販売は行うが、その場での試食と飲食は禁止とします。

歴史文化財ｾﾝﾀｰ所長　それ以外の報告いたしまして、８月９日に松田家資料保存委員会が開催され、施設名称について、『千曲市 武水分神社　神官松田邸』が、委員会推奨の名称となりました。また、来年の３月に開館を予定していますが、その際は、この名称を第一候補として、これからの手続きですとか、条例の制定等を進めていきます。

文化課　文化課の報告事項にはありませんが、ふるさと漫画館で恒例の「川柳・川柳漫画コンクール」が、現在、開催、作品を募集中です。ところが、残念ながら８月 14 日に撰者で審査員をされておりました「牧野 圭一先生」がお亡くなりになられました。平成 14 年から川柳漫画コンクールに携わっていただいた先生で、先生無くしては有り得ないコンクールになっておりました。コンクールにつきましては、先生の意思もありますので、このまま8月 31 日迄、募集を続けて、ただし、審査はしないということで、応募者のご意思を確認して、応募作品展を開催していきたいと考えていますので、ご承知おきください。

委員　歴史文化財センター所管の松田邸ですが、本日の資料の最後に英語表記の「Takemizuwakejinja shrine Shinto Priest Matsuda Museum of Chikuma city」とありますが、（5）に博物館と付けない理由があって、とても分かりやすい。英語の方にMuseum（ミュージアム）が入っていますので、この点は英語の達者な方に確認して貰った方が良いと思います。それから、「Takemizuwakejinja shrine（シュライン））とありますが、神社を入れるか、入れないか、語呂だけだと思いますが。「Yasykuni shrine(シュライン)」とか、靖国神社で終わっている。シュラインと神社を結び付けることは割と少ない。善光寺は、「Zenkouzi temple(テンプル)」と言ったりする。ルールは無い。因みに、姨捨の「田毎の月」の英語表記は、「Tagoto moon」になる。松田邸というのは固有名詞として出して、例えば、「President of matsuda’s Shinto of place takemizuwake shrine in chikuma city〕（プレジデント オブ マツダズ シント オブ プレイス タケミズワケ シュライン イン チクマ シティ）」と説明的なことでも良いかと。観光パンフレットにも出ることがあるので、名前は慎重にした方が良いと思いますので、いろいろな意見を聞いていただけたらと思います。

歴史文化財ｾﾝﾀｰ所長　貴重なご意見、ありがとうございます。当委員会において、英語表記を取り扱ったことは無く、担当の方で将来、こういうことも必要になるであろうということで掲載したものになります。委員の意見も参考に担当と相談

しながら、他の専門家の意見も参考にしていきたいと思います。

【報告第２４号】　行事の共催・後援について

〈質疑なし〉

【報告第２５号】　９月の各課の行事予定について

総務係長　－資料に基づき説明－

教育長　－姉妹都市児童交流事業（宇和島市）実施方法について－

〈質疑なし〉

５．その他

【次回定例会の開催について】

教育長　－次回定例会日程について確認－

【その他】

ｽﾎﾟｰﾂ振興課長　－令和４年度　更埴中央公園市民プールの利用状況について－

歴史文化財ｾﾝﾀｰ所長　－新名称(案)「千曲市武水別神社神官松田邸」について－

歴史文化財ｾﾝﾀｰ所長　－令和４年度　千曲市歴史講座受講者募集について－

委員　安倍元首相の国葬について、各学校へ半旗の掲揚とか、黙祷とかを要請されるのですか。

教育総務課長　長野県教育委員会からは、そのような通知は来ておりません。

６．閉会　教育部長